

# 令和6年度機構集積協力金の配分基準について

令和6年5月23日  
農業振興局経営支援課

機構集積協力金は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、機構を活用した担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から、令和6年度の配分基準を次のとおり定める。

## 1 前提

本年度交付対象となる地域及び農地所有者に対し、予算の範囲内で機構集積協力金を交付する。

## 2 予算が不足した場合の措置

交付対象となるものの国からの配分が不足し、全ての地域及び農地所有者に対し、交付することができない場合には、次の順で予算を配分することとする。

順位	区分（種類）	同一の種類における優先順位
1	集約化奨励金	団地面積の増加割合が高い地域
2	地域集積協力金（中山間地域）	①機構の活用率が高い地域
3	地域集積協力金（一般地域）	②新たに担い手に集積される農地の面積割合が高い地域 ③耕作者団地化要件の増加ポイントが高い地域

## 3 用語説明

「新たに担い手に集積される農地」

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託される農地。